

「ケアハウスてっせん」 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 但馬福祉園
- (2) 法人所在地 兵庫県養父市八鹿町小山字西家ノ上 307 番地の 1
- (3) 電話番号 079-662-7700
FAX 番号 079-662-7675
- (4) 代表者氏名 谷 亨二
- (5) 設立年月日 平成 3 年 12 月 20 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の目的 老人福祉法（平成 6 年法律第 56 号）の理念に基づき、高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 ケアハウスてっせん
- (4) 施設の所在地 〒668-0263 兵庫県豊岡市出石町福住字赤坂 1301 番地
- (5) 電話番号 0796-52-6611
FAX 番号 0796-52-6612
- (6) 代表者 施設長 山本 雅史
- (7) 開設年月日 平成 7 年 7 月 1 日
- (8) 入所定員 15 人
- (9) 建物の状況
 - ・一人部屋 22.75㎡（一人あたり） 11 室
 - ・二人部屋 16.25㎡（一人あたり） 2 室
 - ・共用 食堂、浴室、洗濯室、相談室、会議室
 - ・延べ床面積 3,439㎡

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

ケアハウスてっせんは、社会福祉法人但馬福祉園が老人福祉法に基づいて、高齢者の方々が自立と協調のもとに、生活の不安を持つことなく、安心していきいきと健康で豊かな生活を送っていただくための設けた施設です。

(2) 運営の方針

施設の管理運営について、高齢者の特性を配慮した住みよい住居環境をつくり、入居者の自主性を尊重し、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とします。職員が一丸となって「目配り」「気配り」「心配り」で支援します。

4. 施設サービスの概要

(1) 食事

ア 入居者に対し毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供します。

イ 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意しています。

ウ 食事の時間は次の通りです。

朝食： 8：00～ 9：00 昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

エ 食事不要の時はあらかじめ申し出て下さい。

(2) 入浴

ア 入浴は隔日以上とし、定められた時間に利用できるよう入浴の準備を行います。

イ 入浴時間は、10：00～17：00

(3) 生活相談及び助言

職員は入居者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行います。また、必要に応じて各種サービス等の十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行います。

(4) 保健衛生

入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保持する等日常における健康管理に配慮します。また、入居者に対し、健康衛生知識の普及、指導を行います。

(5) 緊急時の対応

入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で速やかに適切に対応を行います。職員は医療機関に連絡をするとともに、入居者から予め届けている緊急連絡先にも速やかに連絡いたします。

(6) 在宅福祉サービス等の利用

入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は在宅福祉サービスが利用できるよう、連絡等の必要な対応を行います。

(7) 自主活動への協力

入居者は、施設の共用設備を使って、自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。

5. サービスの提供に要する費用

(1) 居住に要する費用（管理費）

月額 1人部屋 30,000円

2人部屋を1人で使用する場合 54,000円

2人部屋を2人で使用する場合 30,000円ずつとする。

(2) サービスの提供に要する費用（事務費）

	収入による階層区分（前年度収入額）	費用徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,100円

2	1, 500, 001～1, 600, 000 円	13, 100 円
3	1, 600, 001～1, 700, 000 円	16, 200 円
4	1, 700, 001～1, 800, 000 円	19, 300 円
5	1, 800, 001～1, 900, 000 円	22, 300 円
6	1, 900, 001～2, 000, 000 円	25, 400 円
7	2, 000, 001～2, 100, 000 円	30, 500 円
8	2, 100, 001～2, 200, 000 円	35, 600 円
9	2, 200, 001～2, 300, 000 円	40, 600 円
10	2, 300, 001～2, 400, 000 円	45, 800 円
11	2, 400, 001～2, 500, 000 円	50, 900 円
12	2, 500, 001～2, 600, 000 円	58, 000 円
13	2, 600, 001～2, 700, 000 円	65, 100 円
14	2, 700, 001～2, 800, 000 円	72, 300 円
15	2, 800, 001～2, 900, 000 円	79, 400 円
16	2, 900, 001～3, 000, 000 円	86, 600 円
17	3, 000, 001～3, 100, 000 円	93, 700 円
18	3, 100, 001 円以上	全額

※この表における「収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を排除した残りの収入をいう。

（３）生活費

食事代及び共用部分に係る光熱水費 44, 500 円

 冬期加算（１１月～３月） 1, 960 円

（４）個人費（光熱水費）

個人の居室で使用される電気代（電気メーターで管理）、水道代（月定額）、特別なサービス等は実費が必要です。電話に関しては電話会社との個人契約です。

6. 苦情相談窓口（苦情処理）

入居者は、提供された処遇等に苦情がある場合は、いつでも苦情を申し立てることができます。

- ・ 苦情受付担当者 生活相談員 石田 毅
- ・ 苦情解決責任者 施設長 山本 雅史
- ・ 第三者委員 山本 敦子・長尾 家典・宮岡 秀司
- ・ 電話番号 079-662-7700

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

説明のご確認・同意書

日 時 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

場 所

ケアハウスてっせんの入居利用に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する事項の説明を行いました。

事業者

住 所

事業者名

代表者

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウスてっせんの入居利用について、内容を理解し承諾いたしました。

入居者

住所

氏名

印

身元保証人①

住所

電話

氏名

印

(契約者との続柄

)

身元保証人②

住所

電話

氏名

印

(契約者との続柄

)